

## 文部科学省からコンパス販売店及びコンパス購入者へのお知らせ

羅針盤のうち1GBq（約27mCi）を超える放射量のトリチウムを装備しているものは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく規制の対象です。所持、販売には同法に基づく手続きが必要となります。

このようなコンパス（以下「トリチウムコンパス」という。）のうち当省が国内で販売されていることを確認したものの写真を下に示します。（写真：自衛隊提供）



(全体)



(表面)



(裏面)

放射性同位元素の種類及び数量：トリチウム（3H） 約4.4GBq（120mCi）

サイズ：約75mm×約55mm（広げた状態：約155mm）

### 【販売店の皆様へ】

トリチウムコンパスを所持し販売する場合には、同法に基づき使用の届出及び販売の届出が必要です。今後も販売を続ける場合には、直ちに手続きを行っていただき、手続きが完了するまでの間、販売は中止して下さい。なお、これらの手続きを行わず、所持又は販売を継続する場合、同法第52条及び第54条に基づく罰則が適用される可能性があります。

今後、販売しない場合には、所持しているトリチウムコンパスを製造元へ返却して下さい。

また、購入者より返品の申し入れがあった場合には、真摯にご対応いただきますようお願いいたします。

### 【購入者の皆様へ】

トリチウムコンパスを所持し続ける場合には、同法に基づき個人、法人問わず使用の届出が必要です。届出を行った後、放射線障害予防規程の制定、届出及び第3種放射線取扱主任者免状以上の免状を有する者の選任が必要です。また定期的な測定及び記帳等の義務が発生します。なお、これらの手続きを行わず、所持を継続する場合、同法第52条等に基づく罰則が適用される可能性があります。

所持を続けない場合には、販売元へ返品を申し出て下さい。